

【訂正箇所】

第27号議案121ページ 第26条第3項の改正規定

- (誤) 第26条第3項中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。
- (正) 第26条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

【訂正理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が、平成31年2月15日に一部改正されたことによる。